

(別紙1)

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業（企業に向けた情報発信・普及啓発）」に係る委託業務

2 委託期間

契約日から令和3年1月29日（金）まで

3 目的

鳥取県及び島根県（以下「発注者」という。）が連携して、共通のロゴ、キャッチコピー等を用いて、企業のトップをはじめ同僚等、働く場の理解を深めるための情報を発信することで、ワーク・ライフ・バランスの実践につながる「多様で柔軟な働き方」や「男性の家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉え、応援する企業風土を醸成することを目的とする。

4 業務内容

受注者は、次の企業風土の醸成のため、(1)及び(2)の業務の企画、実施を行う。

- ・男性の「家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉え、応援する雰囲気
- ・男性の「育児休業」、「介護休業」、「定時退社」等、ワーク・ライフ・バランスの実践を企業全体として応援する雰囲気

(1) キャッチコピー及びロゴの作成

本事業を効果的に実施するため、キャッチコピー及びロゴを作成すること。

(2) キャンペーンの実施

以下の①～④を踏まえた各種広報を実施すること。なお、広報媒体の検討にあたっては③表中に掲げる実施項目の例を参考にすること。

①期間

令和2年11月の1か月間

②キャンペーンの結果として実現を期待する具体的な行動（長期的な目標も含む。）

- ・企業が、男性の家事育児介護参画を積極的に応援、推進するようになること。
- ・男性の育児休業、介護休業等の取得がより一般的となること。
- ・企業が、テレワークなど多様な働き方の取組を促進すること。
- ・男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業が増加すること。

③媒体等に関すること

- ・下表中の実施項目はあくまでも使用する媒体の例。今回の提案協議で実施する媒体は必ずしもこれに限定しないので、効果的な広報の手法を提案すること。
- ・併せて、各広報内容がわかるよう、コンテンツや完成イメージまたは作成手順を可能な限り提案すること。
- ・作成したデータは発注者主催のイベントや発注者が管理するWEBサイト等で活用できるようにすること。
- ・下表の媒体を使用する場合、留意事項を確認の上、提案すること。

実施項目例	詳細
イメージポスターの作成・掲示	<ul style="list-style-type: none">・イメージポスター（B2版、2種類程度）を作成し、山陰両県の企業等へ掲示する。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。・より多くの企業に周知が図れるようポスター送付先を工夫すること。・イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則11月のキャンペーン開始までに掲示すること。・掲示（配布を含む）にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。・別途、必要部数の印刷等を委託する場合がある。

ウェブ広告の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告 (Yahoo!及びGoogle)、動画広告 (YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等) 等を用いて啓発を行う。 【留意事項】 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。
----------	--

④留意事項

- ・押しつけにならないよう、個人の価値観や選択に十分配慮すること。
- ・行政が実施するキャンペーンであるため、行き過ぎた表現や性別による固定的な表現は使用しないこと。
- ・事業の趣旨についてマスコミ、企業等の理解促進に努め協力を得ること。
- ・表現等について疑義が生じた際には、随時発注者に相談すること。

(3) 成果物について

- ・本委託業務において作成する成果物については、その媒体にかかわらず、事前に発注者による内容確認を受けること。
- ・受注者は、専門家に執筆を依頼し原稿を作成することができる。なお、専門家等に執筆を依頼しない場合は、必要に応じて、専門家による監修を受けるものとする。
- ・個人の価値観や選択に十分配慮し、一方的な表現にならないようにすること。また、ハラスメントにつながらないように配慮すること。
- ・作成にあたっては、「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」及び「島根県男女共同参画の視点による公的広報のための手引き」を踏まえた内容とし、必要に応じて鳥取県及び島根県の担当課の確認を受けること。

(4) 二次利用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受注者が撮影した写真、受注者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- ・発注者もしくは発注者が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ・その他、発注者が目的達成に効果的と認める媒体

(5) その他

- ・事業目的遂行のための効果的な独自企画を提案すること。
- ・受注者は、本業務の他、これに付随する一切の業務を行うこと。
- ・鳥取県及び島根県が別途実施するイベント等と連携し、より効果的に男性の家事・育児・介護参画に係る機運の醸成が図られるようにすること。なお、本事業の受注者へ鳥取県・島根県から随意契約を依頼することがある。
- ・昨年度から、11月をキャンペーン期間として実施している「社会全体の機運醸成のための県民向け普及啓発」を今年度も実施予定。

詳細についてはリンク先参照 www.sanin-wlb.com

5 再委託の制限

- (1) 受注者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合又は再委託する業務に本県業務の中核となる部分が含まれている場合は、再委託の承認をしないものとする（特段の理由がある場合にはこの限りでない）。なお、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
 - ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - イ 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 発注者は、(2) の承認をするときは、条件を付すことができる。

6 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

7 情報等の取扱い

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

8 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務の完了と同時に発注者に完了報告書（任意様式）を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

10 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、島根県松江市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。

11 協議

受注者は、必要に応じて、発注者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。
なお、詳細は打合せによる。